

平成 2 2 年度短期外国出張者報告書簡

氏 名 坂 庭 正 将 (金築最高裁判事随伴)	所属庁・官職 大津地方裁判所 彦根支部判事補	出張先 イタリア共和国 ハンガリー共和国
提出書面 平成 2 2 年 6 月 2 4 日付け報告書簡		
キーワード欄		
・ベニス委員会記念式典		
・ヴェネツィア控訴院訪問		
・ローマ破棄院, ローマ憲法裁判所, ローマ控訴院, ローマ地裁訪問		
・ハンガリー最高裁判所, ハンガリー憲法裁判所, ハンガリー首都控訴院訪問		

平成22年6月24日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

大津地方裁判所彦根支部判事補 坂 庭 正 将

出張報告

平成22年6月3日（木）から13日（日）まで金築誠志最高裁判所判事のイタリア及びハンガリー出張に同行しましたところ、その概要は下記のとおりです。なお、意見交換の相手方等の発言はいずれも聞き取りのままであり、文献等による裏付けをとっていないため、事実関係について、報告者の聞き間違い等に起因する誤りが混入している可能性があることをあらかじめお断りします。

記

第1 ヴェネチア

1 現地情勢説明等（6月3日）

日本発ヴェネチア着。城守茂美（じょうもり・しげみ）ミラノ総領事、南宏幸（みなみ・ひろゆき）在ストラスブール総領事館領事（■期判事補）及び馬淵未央（まぶち・みお）在ミラノ総領事館派遣員にヴェネチア空港での出迎え及び宿舎への案内をしていただいた。宿舎では軽部洋（かるべ・ひろし）ストラスブール総領事にお出迎えいただいた。

城守総領事から現地情勢等を御説明いただいた（馬淵派遣員同席）。その内容は、4日の意見交換相手の経歴、イタリア北部がイタリア経済の中心であること、北部からの税収が南部のためにつかわれることに不満を抱く北部住民が増え、地方分権を訴える地域政党（北部同盟）が力を付けていることなど。

2 ヴェネチア控訴院（重罪控訴院）訪問（6月4日）

ヴェネチア控訴院（重罪控訴院）を訪問し、ロッシ（Vittorio Rossi）同控訴院院長代行、トッパン（Arturo Toppan）ヴェネチア地方裁判所長及びカロジェロ

(Pietro Calogero) ヴェネチア検事長と意見交換(城守総領事及び馬淵派遣員同席)。先方の発言の概要は次のとおり。なお、ヴェネチア控訴院とヴェネチア重罪控訴院は、別組織ではあるが、同一の庁舎を用い、控訴院の院長が重罪控訴院の院長を兼務しているとのことである。このような控訴院と重罪控訴院との関係は、後に訪問したローマ控訴院と同重罪控訴院、ローマ地方裁判所と同重罪院にも当てはまる。

(1) トッパン所長

(当方より、我が国の裁判員制度を紹介し、類似の制度であるイタリアの参審制の運用状況等を伺って、参考にしたい旨述べたのに対し) イタリアの参審制は、職業裁判官2名及び参審員6名の合計8名の合議体による審理を基本としており、9名の合議体による審理を基本とする日本の裁判員制度は、多数決がより機能する点で優れている。イタリアの参審制では、意見が4対4に割れたときは、被告人により有利な結論になる()。

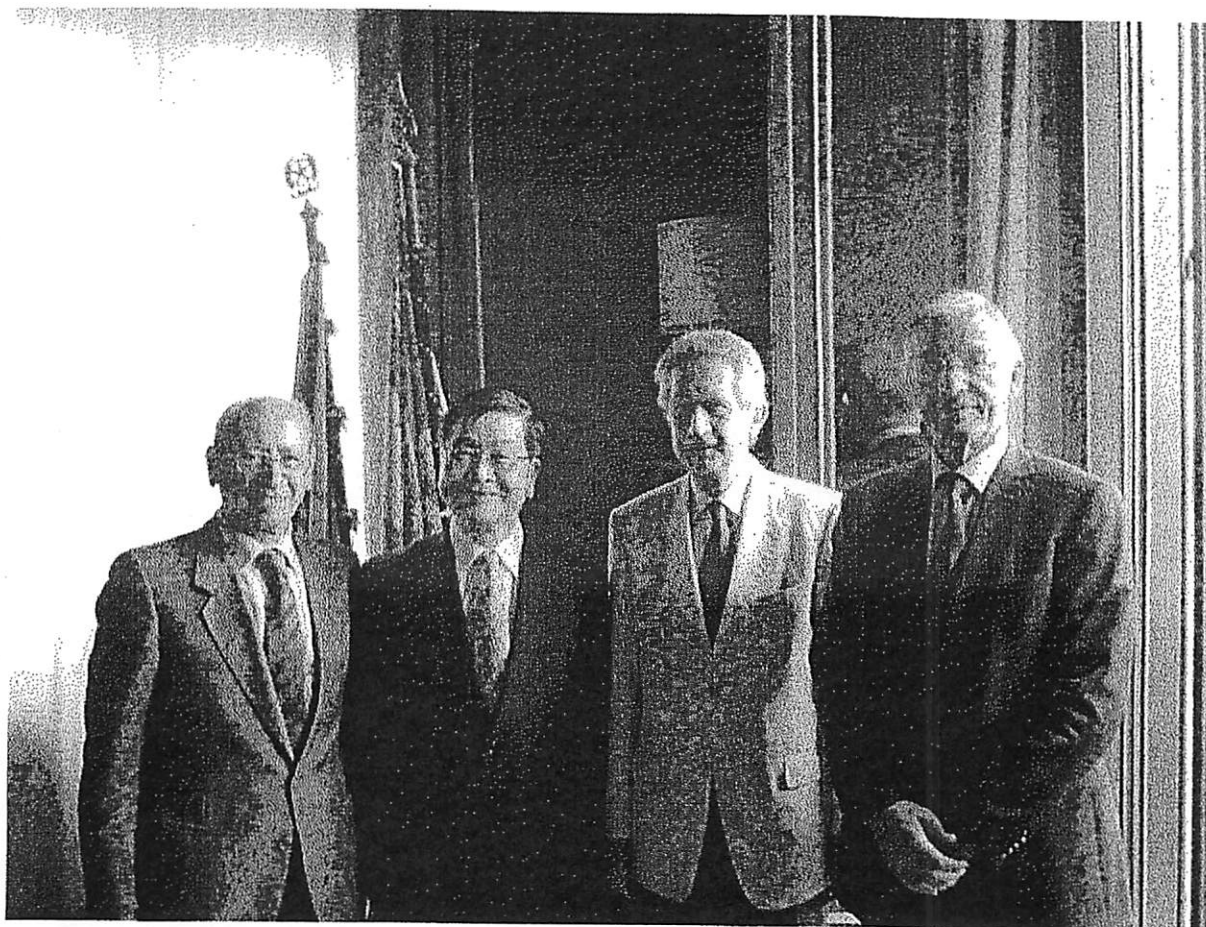
(当方より、複雑な事件を参審員に十分に理解してもらうためにどのような工夫をしているか尋ねたのに対し) 丁寧に説明することに尽きる。参審員が事実の審理に集中できるように、法律問題については、職業裁判官が、参審員の意見を左右しないように気をつけながらも、わかりやすく説明することが重要である。また、個人的な考えであるが、有罪か無罪かの判断に関しては、参審員が困難を感じることは少なく、参審員が判断に困難を感じるのは量刑である。

(当方より、我が国では裁判員制度導入後量刑の幅が広がったとの分析があることを紹介し、イタリアにおいて、職業裁判官の量刑判断と参審員の量刑判断に違いがあるかを尋ねたのに対し) イタリアでは参審制の歴史が長く、参審制導入前と後との比較はできないが、個人的な印象としては、参審員は職業裁判官よりも刑を軽くする傾向があると感じる。

(2) カロジェロ検事長

イタリアの司法制度の最も重要な点の一つは、検察官の独立である。これは全体主義の時代の反省を踏まえた制度であり、検察官の独立は、裁判官の独立と同じように保障されており、検察官は、組織内部の上下関係の影響を受けずに独立して職権を行使することができる(カロジェロ検事長は、意見交換中繰

り返し検察官の独立の重要性を強調していた。）。



(ヴェネチア控訴院内検事長室にてカロジェロ検事長（左），ロッシ院長代行（中央）及びトッパン所長（右）と）

3 ベニス委員会（6月4日及び5日）

（1）事前説明

4日、怪部総領事から、欧州評議会及びベニス委員会について御説明いただいた（南領事同席）。その内容は、ソ連に対抗して、民主主義、人権及び法の支配という欧州共通の価値を擁護するために設立された欧州評議会が、現在ではロシアを加盟国として受け入れており、そのことが欧州連合とは別に欧州評議会が存在することの意義の一つになっていること、ベニス委員会が上記諸価値に立脚した憲法の普及に関して重要な役割を似合っていることなど。

（2）記念式典

5日、ベニス委員会20周年記念式典に出席（怪部総領事及び南領事同席）。次のとおり挨拶等があった。

ア ナポリターノ（Giorgio Napolitano）イタリア大統領（代読）

ベニス委員会が紛争の予防及び解決のために果たしてきた役割を評価。

イ マンティカ（Alfredo Mantica）イタリア外務次官

ベニス委員会による旧東欧諸国の民主化支援を評価。ベニス委員会は法制度整備に貢献してきたが、民主化の実現には法が適正に執行されることも重要であり、ベニス委員会が欧州人権裁判所等の他の国際機関との連携を深めることが重要。

ウ ツァイア（Luca Zaia）ベネト州知事

ベネト州には旧ユーゴ紛争の際に多くの難民が流入。ベニス委員会が取り組んでいる課題は、中央政府だけでなく、地方政府にとっても重要。

エ ミロシヨスキー（Antonio Miloshoski）欧州評議会閣僚委員会議長（マケドニア外相）

ベニス委員会は、欧州評議会による最も成功した試みの一つであり、現在は、欧州域外にも影響力を有している。民主化、人権保障及び法の支配の実現のためには、基準作りだけでなく、その実施が必要であり、ベニス委員会と他の組織との協力関係を強化することが重要。

オ チャヴシュオール（Mevlut Cavusoglu）欧州評議会議員会議議長

欧州評議会は、加盟国の増大に伴って、その役割を変化させてきたが、ベニス委員会はその変化を担う主たる組織の一つである。ベニス委員会の意見は欧州域内で広く受容されているし、モロッコ等の欧州域外でもその影響は高まっている。この傾向が今後も継続することを期待。

カ ヤーグラン（Thorbjorn Jagland）欧州評議会事務局長

ベニス委員会の歴史は、冷戦が終結し、全体主義の国々が民主化を進めた歴史と重なる。これらの国々の民主化は成功と呼ぶべきものであるが、民主主義は脆弱なものであり、この機会に民主主義、人権保障及び法の支配の重要性を再確認したい。

キ ウテンバイエフ（Yerik Utembayev）欧州安全保障協力機構議長国（カザフスタン）大使

ベニス委員会が旧共産圏諸国の民主政への移行に果たした役割を評価。

ク ショーヨム (Laszlo Solyom) ハンガリー大統領 (ベニス委員会元委員)

20年間のベニス委員会の変化として、旧共産圏諸国の体制移行を支援するだけでなく、旧来からの民主主義国にも助言を与えるなど、欧州の伝統を発展させるようになったこと、欧州域外の国にも助言を与えるようになったことを指摘したい。欧州各国には、少数民族の人権状況等改善すべき点が残っている。

ケ サーカシヴィリ (Mikheil Saakashvili) グルジア大統領

グルジアは、ベニス委員会の助力を得ながら、欧州復帰に向けた道を歩んでいる。しかし、敵対的な軍隊や侵略によって、グルジアの主権だけでなく、欧州的な価値が脅かされている。

コ メメディヤロフ (Elmar Mammadyarov) アゼルバイジャン外相

紛争は、人間の安全保障や持続可能な発展を脅かす。紛争の予防及び解決を促進するベニス委員会の活動を評価。

サ ベルカデム (Abdelaziz Belkhadem) アルジェリア大統領個人代表

法の支配は重要。ベニス委員会は憲法裁判所の裁判官等の議論により考察を深めることができる有益な場。

シ ヤヌコーヴィチ (Viktor Yanukovych) ウクライナ大統領 (代読)

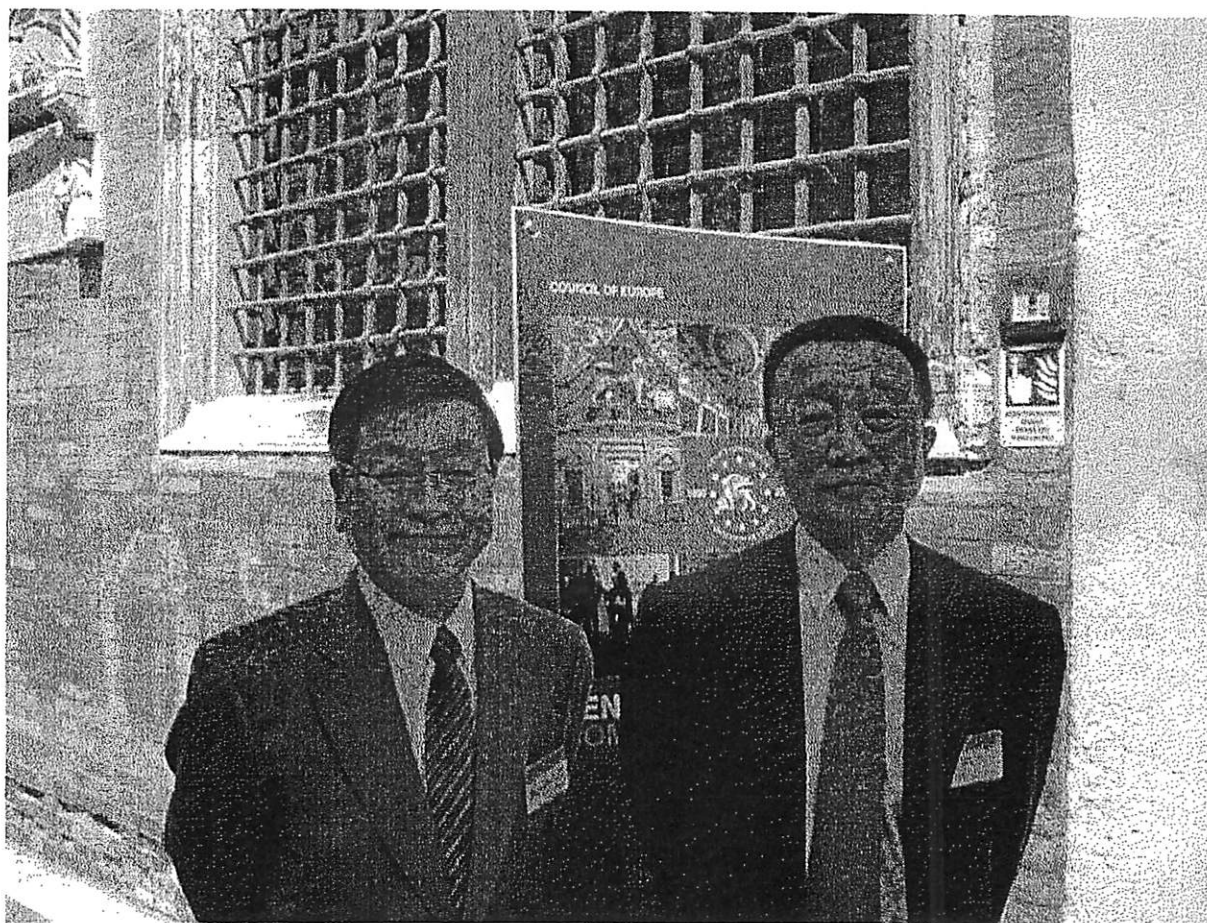
ウクライナの憲法制定等に関するベニス委員会の助力に感謝。欧州の基準に適合する体制を整えるよう努力したい。

ス ブッキキオ (Gianni Buquicchio) ベニス委員会議長

民主主義と平和とは、車の両輪としてどちらも欠かせないものである。このことを確認する重要性は、多数の紛争が存在する現状に鑑みれば、20年前と変わっていない。欧州の経験を他と分かち合うこと、欧州の価値を守ることが大切。後者については憲法裁判所の裁判官の役割が重要。

(3) 休憩時間中の挨拶

記念式典の休憩時間を利用して、アミランテ (Francesco Amirante) イタリア憲法裁判所長官、リー (Kong-Hyun Lee) 韓国憲法裁判所判事、ブッキキオ議長等に挨拶。



(ベニス委員会会場入口にて軽部総領事と)

第2 ローマ

1 現地情勢説明等（6月6日）

ヴェネチアからローマへ移動。ヴェネチア空港では馬淵派遣員にお見送りいただき、ローマ空港では内川明彦（うちかわ・あきひこ）在イタリア大使館参事官、鬼塚友章（おにづか・ともあき）同一等書記官及び藤井遥（ふじい・はるか）同派遣員にお出迎えいただいた。ローマ空港から宿舎までは鬼塚書記官及び藤井派遣員に御案内いただいた。

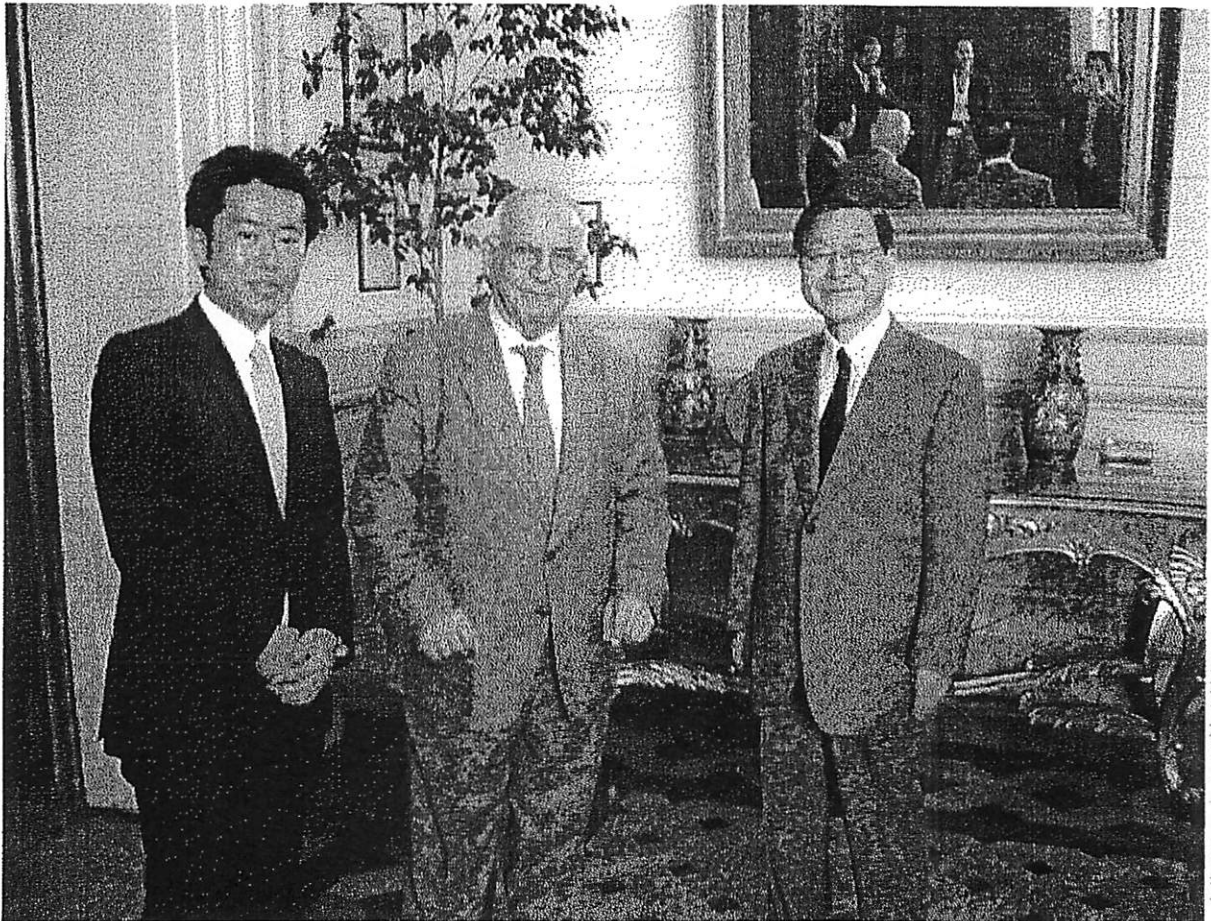
安藤裕康（あんどう・ひろやす）駐イタリア大使公邸において、同大使から現地情勢について御説明いただいた（鬼塚書記官同席）。その内容は、現在イタリアにおいて政治部門と司法部門との対立が激しくなっていること、財政再建のために司法官を含む公務員の給与等が削減されたこと、司法官の報酬が他の公務員と比して

高額過ぎるとの議論があることなど。

2 破棄院訪問（6月7日）

破棄院を訪問し、カルボーネ（Vincenzo Carbone）長官と意見交換（鬼塚書記官同席）。先方の発言の概要は次のとおり。

（当方より、我が国の法の源泉の一つであるローマ法発祥の地イタリアの司法事情を見聞したいと考えたと述べたのに対し）市民同士の裁判と市民と国家との間の裁判とを分けた点でローマ法は重要な意義を有する。現在、欧州は、全市民が同様の裁判を受けられるようにすることを目指して準備をしている。法の統一は、経済統合と比べて、困難を伴う。特に、物権法や身分法の統一は難しい。また、今世紀に入り、司法権の限界と国境とが一致しなくなった。欧州人権裁判所等との関係も考えなければならなくなった。



（カルボーネ院長の執務室にて同院長と）

(当方より、事件動向及び困難な事件の種類等を尋ねたのに対し) 契約に関する事件、倒産事件が多い。複雑な事件としては、行政訴訟を担当する国務院との管轄の調整に関するものが挙げられ、また、訴訟の濫用や訴訟の長期化も問題になっている。

通常裁判所が行政訴訟を担当している日本の制度はスペインに似ている。市民に対するサービス機関である司法裁判所が市民と行政との闘争を裁くことには難しい面があると思う。

訴訟迅速化のために2009年に破棄院への上告に制限を設けた。これにより状況は改善されたが、依然として、理由のない上告が多い。日本では、イタリアよりも早く上告制限が導入されたそうであるが、イタリアでは、弁護士の反対が強くなかなか実現しなかった。なお、イタリアにおける裁判官の人数と弁護士の人数との比率は、1対27である。

3 憲法裁判所訪問 (6月7日)

憲法裁判所を訪問し、アミランテ長官と意見交換 (鬼塚書記官同席)。先方の発言概要は次のとおり。

(当方より、日本では付随的違憲審査制が採用されていることを紹介するとともに、最近の事件動向を尋ねたのに対し) イタリアの憲法裁判所は、具体的な事件を審理している裁判所から憲法問題を付託されて、憲法判断をする。個人が直接憲法裁判所に申立てをすることはできない。最近訴訟手続の改正があり、それに関する事件が多い。また、移民の権利、とりわけ医療を受ける権利に関する事件が多い。

(当方より、違憲判決の効力について尋ねたのに対し) 違憲判決は、公告の翌日から効力が発生し、その時点で係属中の事件には効力が及ぶ。刑事事件については再審事由にもなるが、その他の確定した事件には効力が及ばない。

(当方より、司法府と立法府の緊張関係について尋ねたのに対し) 立法府との緊張関係は、常にあるいは頻繁にある。法的な問題は憲法裁判所が解決できるが、政治的な軋轢は解決不能である。違憲判決の効力の問題とも関係するが、立法府からは、憲法裁判所といえども、年金や医療保険に関する問題などについて、国の負担を増大させる判決をすべきではないとの批判もある。



(アメリカンテ長官の執務室にて同長官と)

4 ローマ地方裁判所 (重罪院) 訪問 (6月8日)

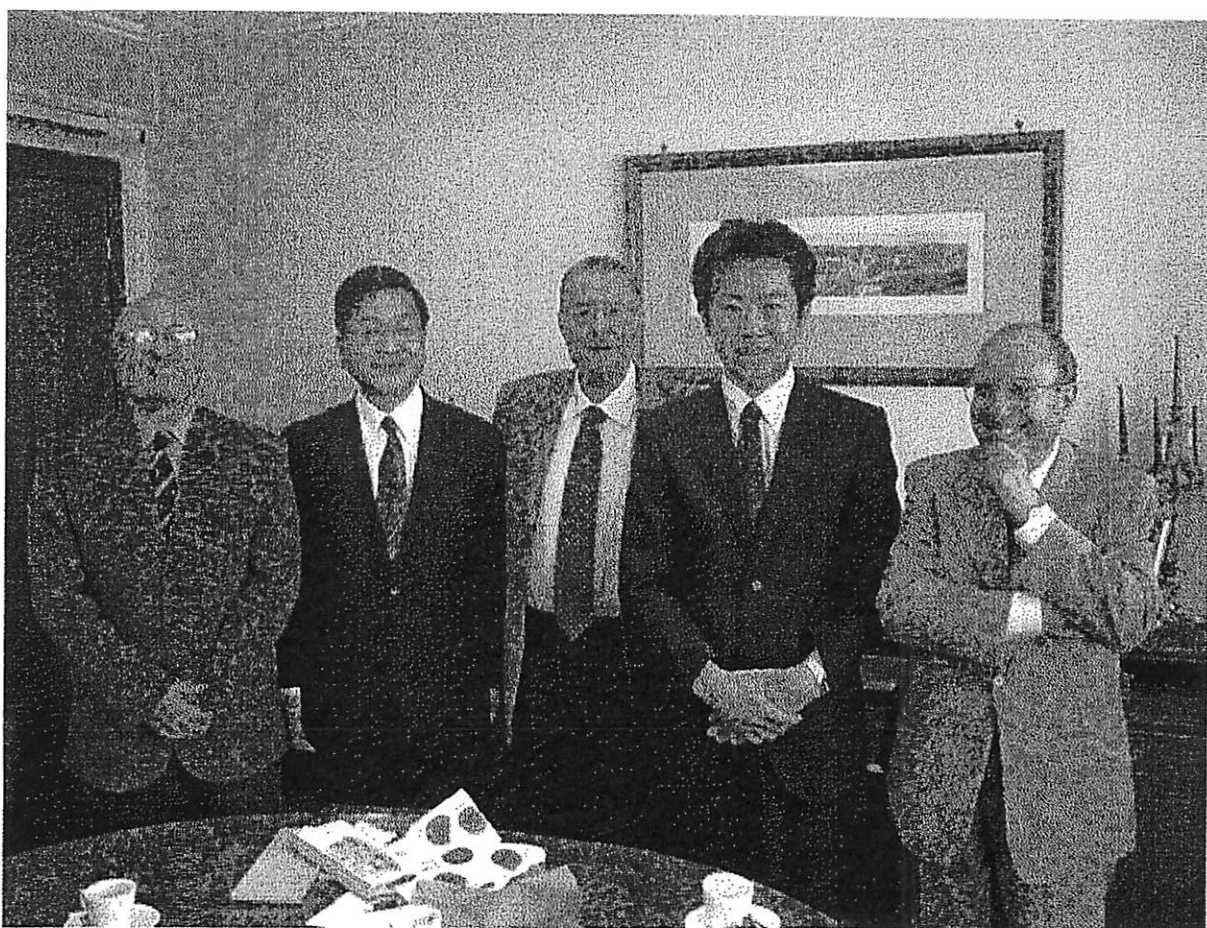
ローマ地方裁判所 (重罪院) を訪問し、バルバリナルド (Gustavo Barbalinardo) 所長代行と懇談 (鬼塚書記官同席)。同所長代行は、刑事部の部総括であり、所在尋問のために検察官及び弁護士とともに我が国を訪れたこともあるという。また、ローマ地方裁判所には、約400名の裁判官が在籍しているとのことであった。参審裁判の対象事件として多い類型を尋ねたところ、殺人との回答があり (ローマでは年間約400件の殺人があるとのこと)、複雑な事件を参審員にわかりやすくするためにどのような工夫をしているか尋ねたところ、裁判長や陪席裁判官から適宜説明をすることによって、参審員に事件をよく理解してもらえよう心がけているとの回答があった。

引き続き、バルバリナルド代りの案内により参審裁判を暫時傍聴した。参審員

は、法服を着ておらず、イタリアの国旗と同じ赤白緑の3色のたすきをかけて審理に臨んでいた。傍聴した事件の裁判長（氏名不詳）に対し、参審員は複雑な事件でも十分に理解できているかを尋ねたところ、期日が終わる毎に（なお、傍聴した事件では、次回期日が約4か月先に指定されていた。）裁判官が参審員に対してその日の審理内容を説明しており、それを繰り返すことによって、判決を下すときまでには参審員も十分に事件を理解するようになるとの回答があった。

5 ローマ控訴院（重罪控訴院）訪問（6月8日）

バルバリナルド代行の案内でローマ控訴院を訪問し、サンタクローチェ同控訴院首席判事と意見交換（鬼塚書記官同席）。先方の発言の概要は次のとおり。また、サンタクローチェ首席判事からは、我が国の司法制度について多くの質問を受けた。



（サンタクローチェ首席判事の執務室にて、同首席判事（中央）及びバルバリナルド所長代行（右）と）

(1) サンタクローチェ首席判事

参審裁判の判決は裁判官が書いているが、多数決で裁判官の意見が通らないこともある。[REDACTED]

([REDACTED]
[REDACTED])。

(2) バルバリナルド代行

イタリアでは、参審裁判の控訴審は、参審員を交えた裁判体が担当している。日本でも裁判員裁判の控訴審に裁判員を加えてはどうか。参審員制度の意義の一つは、地域の特性を尊重することにある。つまり、人々の考え方には地域毎の特色があり、参審員制度によってそれを裁判に反映させることができる。

第3 ブダペスト

1 移動（6月9日）

ローマからブダペストに移動。ローマ空港では鬼塚書記官及び藤井派遣員にお見送りいただき、ブダペスト空港では雨宮雄治（あまみや・ゆうじ）在ハンガリー大使館参事官及び陣内奏子（じんない・かなこ）同派遣員にお出迎えいただき、宿舎まで御案内いただいた。

2 憲法裁判所訪問（6月9日）

憲法裁判所を訪問し、コヴァーチ（Peter Kovacs）判事と意見交換（覚田広美（かくた・ひろみ）在ハンガリー大使館一等書記官同席）。先方の発言の概要は次のとおり。

ハンガリーでは、1989年の体制転換直後は、憲法保護委員会という組織が現在の憲法裁判所に近い働きをしていたが、その後、憲法裁判所が設立された。憲法裁判所の仕組みはドイツのそれに近い。

憲法裁判所は独立した機関であり、独立した予算を持つ。予算の承認は国会の権能であるが、行政と国会との関係に比べれば、憲法裁判所が国会から受ける予算削減圧力は弱い。憲法裁判所判事は、3人の助手、秘書及び運転手を持ち、国務大臣と同等の待遇を受ける。任期は9年、定年は70歳である。憲法裁判所判事の任命

資格は、45歳以上であること及び法律の分野で20年以上の経験を有することであり、議会の3分の2以上の賛成を得て承認される。これまでは与党が3分の2以上の議席を獲得したことがなかったため、憲法裁判所判事任命の承認が難航することもあった。憲法裁判所判事の定員は11名であるが、現在2名欠員が生じている。

憲法裁判所判事が国会の多数の支持を得て任命されるため、憲法裁判所判事は与党と深くつながっているとの批判を受けることもある。しかし、法的判断は政治的信条に左右されずに行い得るのであり、このような批判は的はずれである。

憲法裁判所判事は再任されることができ、再任制度に対する批判もある。再任を認めると、再任の時期が近づいたときに与党に阿る判断をするという懸念があるためである。これまでに再任された憲法裁判所判事は2名いたが、この2名は、多くの憲法裁判所判事が定年を迎える時期に再任期を迎えたため、憲法裁判所の連続性を維持するという観点から再任された。



(コヴァーチ判事の執務室にて同判事（右から2人目）と)

憲法裁判所の年間新受件数は1500から2000である。憲法裁判所設立当初は簡単に申立てができる制度作りが大切だと考えられたが、20年の間に、とるに足らない申立ても多いことがわかり、制度の改革が行われた。

ハンガリーには行政裁判所がなく、ハンガリーの憲法裁判所は、地方自治体を当事者とする訴訟を審理するなど、フランスやドイツの行政裁判所に近い働きもしている。

憲法裁判所は、法案及び国会が締結しようとしている条約の事前審査も担当する。かつては、国会議員であれば誰でも法案の事前審査を請求でき、国会での論争がそのまま憲法裁判所に持ち込まれることも多かった。現在では、法案の憲法適合性の審査を憲法裁判所に求めることができるのは大統領だけであり、その時期は、国会が議決した後、大統領が署名する前である。現在の大統領は憲法裁判所の初代長官であり、この大統領による審査請求には理由があることが多い。

憲法裁判所は、立法に対する不服申立ても審査する。この申立ては、ドイツにおける同種の申立てよりも容易であり、事件性を必要としない。憲法裁判所は、申立てに理由があると認めるときは、法律の一部若しくは全部を無効にするか又は国会に法案の書き直しを命じる。憲法裁判所が法律の書き直しを命じる判決は毎年約30件ある。

憲法裁判所のもう一つの役割は、具体的事件において適用される法律の憲法適合性の判断である。通常裁判所の裁判官は、審理の途中において、適用しようとしている法律の憲法適合性に疑義が生じた場合には、憲法裁判所にその判断を付託することができ、訴訟当事者は、判決後に、適用された法律の憲法違反を理由にして憲法裁判所に不服申立てができる。憲法裁判所設立当初は、憲法裁判所判事は喜んで申立てに応じていたが、だんだんと、裁判官による申立ては事件から逃れたいという動機に基づくものが多く、当事者による申立ても理由がないものが多いことがわかってきた。なお、憲法裁判所によってある法律が違憲であるとの判断がされても、確定判決は影響を受けない。

さらに、憲法裁判所は、国民投票に付されようとしている案の憲法適合性についても判断を求められる。国民投票の実施には、20万人の署名が必要であるが、署名が集まるかどうかはわからないうちから申立てが可能である。

要するに憲法裁判所の権限は広すぎであり、これを制限して、真に重要な事項に

集中したいと憲法裁判所の判事らは考えている。

審理期間についていえば、迅速な審理を心がけており、数週間で判決に至る事件もあるが、数か月から一年余りを要する事件が多い。現在、2000年より前に申し立てられた事件は係属していないが、これは、10年近くかかっている事件が存在するということである。優先的に審理をしている事件は、大統領が申し立てた事件、裁判官から付託された及び国民投票に関する事件である。

先例拘束性についていえば、コモンローにおけるような拘束性はないが、先例の存在は考慮されている。また、欧州司法裁判所（ルクセンブルグ）や欧州人権裁判所（ストラスブール）の判断も参考にはしているが、これを判決に引用すべきだとは考えていない。

各裁判官は判決に少数意見を付すことができるが、多数意見の執筆者が誰であるかは公開されない。これは、判決が憲法裁判所の意見であることを示すためでもあり、また、執筆担当裁判官を攻撃から守るためでもある。

判決は、官報で公告され、ウェブサイトでも公開されるが、判例集も作成されており、先例を引用する際には判例集の巻・号・頁数が用いられる。

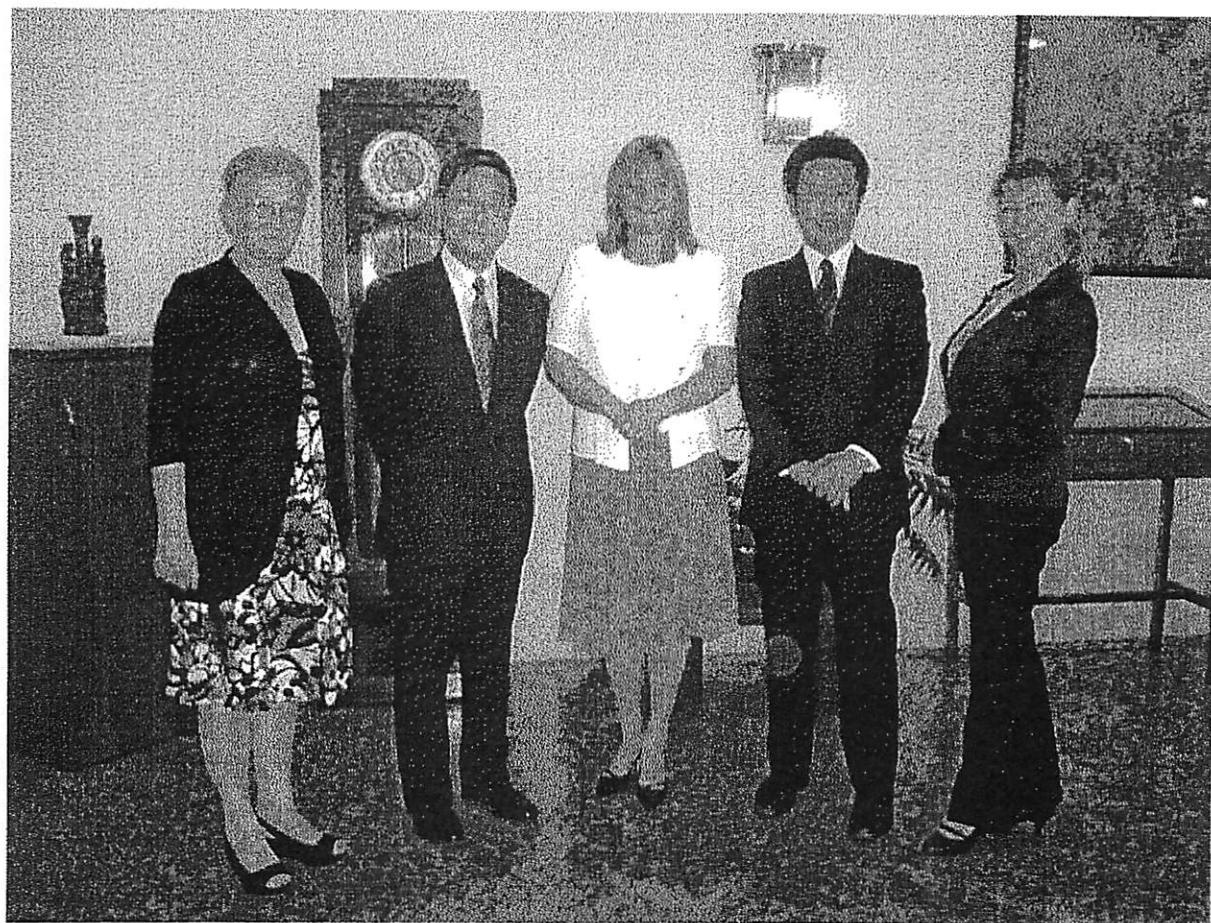
国際交流は積極的に行っている。オーストリアの憲法裁判所とは毎年交流の機会を持っているし、ベニス委員会のような国際機関や国際学会にも参加している。このような会議では、公式の議事を離れたところでの意見交換が有益である。

3 首都控訴院訪問（6月10日）

首都控訴院を訪問し、ルカーチ（Zsuzsanna Lukacs）院長と意見交換（覚田書記官同席）。先方の発言の概要は次のとおり。

ハンガリー控訴院は、第二次世界大戦以前から存在していたが、同大戦後、ソ連型の司法が採用されたことにより廃止された。ソ連型の司法の下では、上訴自体が非常に少なかった。しかし、1989年の体制転換によって裁判を受ける権利が保障され、上訴の数が増大した。その後しばらくは、最高裁判所が第一審裁判所の判決に対する上訴を担当していたが、事件数増大に対応するために、2003年に約50年ぶりに控訴院が復活し、全国5か所に設置された。ハンガリーには行政裁判所がなく、通常裁判所である控訴院が民事事件及び刑事事件に加えて行政事件も担当している。

事件動向について説明すると、刑事事件では、薬物事犯や体制転換に関連する経済事犯が多い。薬物事犯は、国際化の進展に伴って増大しており、日本と比較して特徴的と思われる類型としては、輸出用の違法薬物の栽培・精製や他国間の違法薬物輸出入の経由地になることが挙げられる。ハンガリーではマフィアの勢力は強くはないが、売春や薬物など組織的背景を持つ事件も多い。少年事件については、大人が少年を利用する事例が多く見られる。民事事件では、体制転換後、プライバシーや名誉の侵害に関する訴訟が増えており、最近は倒産事件も多い。



(ルカーチ院長の執務室にて、同院長（中央）及び控訴院副院長（左）と)

(当方より、体制転換は円滑に進んだかと尋ねたのに対し) 政治の転換は円滑に進んだし、経済の転換も迅速に進んだが、立法がそれに追いついていないのが実情である。さらに、欧州連合への加盟により、欧州の基準に適合する法の整備も必要にあり、現在も法改正が頻繁に行われている。私（ルカーチ院長）の世代の法律家

は、若いころに自由主義経済を勉強していないので、法改正を頭に入れるのと併せて経済の勉強もしなければならず、苦勞が多い。

（当方より、市民が裁判に参加する制度があるかと尋ねたのに対し）共産主義時代、第1審に聴衆人という制度が導入された。職業裁判官1名に聴衆人3名が付き、聴衆人は、意見を述べることはできるが、評決権はない。英米型の陪審制度は、ハンガリーの伝統的な法制度と大きく異なるので、ハンガリーで受け入れられることはないと思う。

（当方より、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）の状況について尋ねたのに対し）ADRの利用は進んでいない。歴史的な理由から、ハンガリー国民は権力者の裁定を好む傾向がある。

4 国会見学（6月10日）

吉井美穂（よしい・みほ）在ハンガリー大使館三等書記官に国会議事堂を案内していただいた。ハンガリーはかつて二院制を採用しており、国会議事堂はその時代に建築されたが、現在は一院制を採用しており、さらに、支出削減のために国会議員の定員を削減したために、議員数に比して国会議事堂が大きくなっているとのことであった。

5 最高裁判所訪問（6月11日）

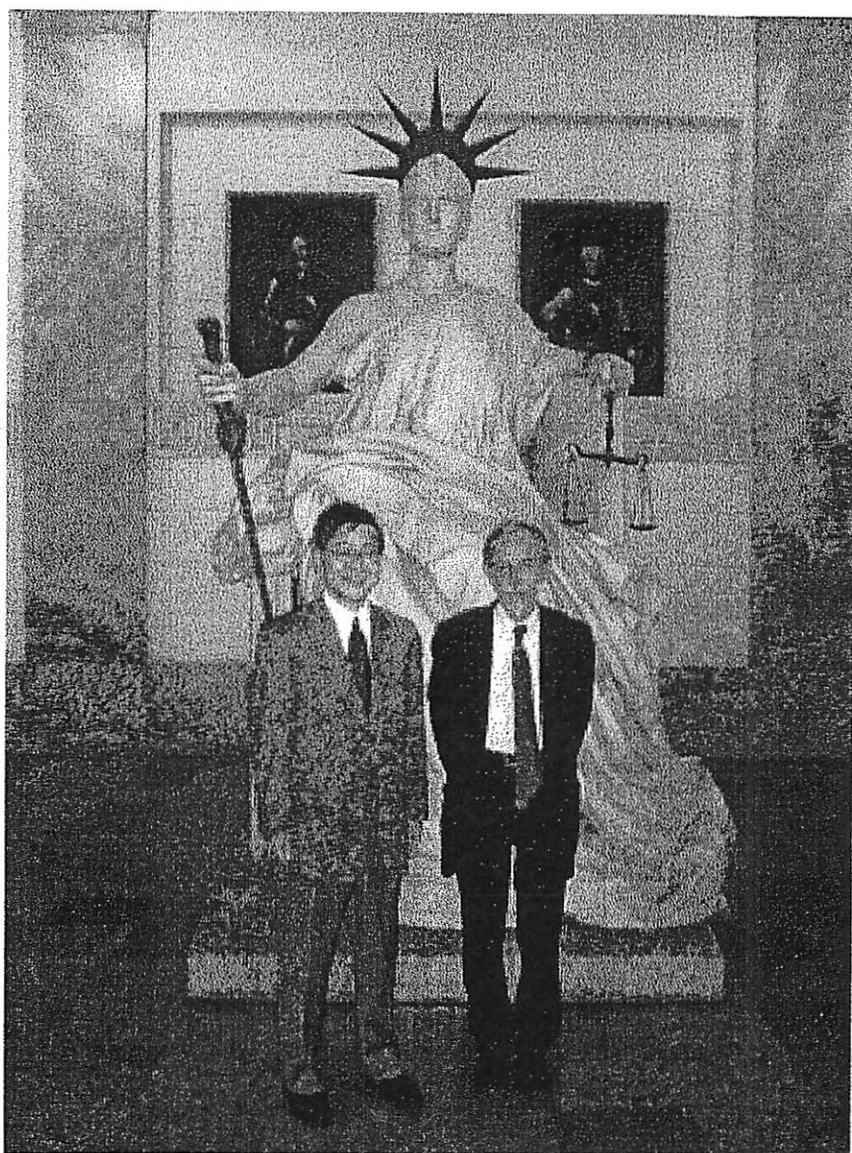
最高裁判所を訪問し、エルメーニ（Lajos Ermeny）副長官と意見交換（覚田書記官同席）。先方の発言の概要は次のとおり。

近時の不況にともない事件数が増えている。倒産の件数も増えており、特に債権者申立ての倒産が目立つ。体制転換後多国籍企業が多数ハンガリーに進出したが、昨今の世界的な不況によりこれらが撤退し、下請企業が倒産する例が多く見られる。倒産事件は、事業や資産の売却先が見つからずに長期化する例も多い。

（当方より、事件数の増大に対応するためにどのような工夫をしているか尋ねたのに対し）ハンガリーの司法手続は柔軟性に欠けており、簡便な手続を始める動きは見られない。また、裁判官の数が不足しているのも問題である。

（当方より、裁判官の任命や異動の仕組みを尋ねたのに対し）ハンガリーではキャリア裁判官制度を採用している。大学卒業後3年間の司法修習を行い2回試験に

合格した後に裁判官，検察官，弁護士の中から仕事を選ぶ。裁判官になるためには，司法修習を終えた後最低1年間簡易な手続のみに関与できる裁判所秘書として勤務する必要がある，裁判所秘書としての勤務を終えた後に，公募に応じる形で裁判官に任用される。軍隊に属していなければならない軍事裁判所の裁判官や技術者から選ばれる特許裁判所の裁判官を除いては，裁判官に任命されるための要件は修習を終え裁判所秘書としての勤務経験を持つことだけである。裁判官に応募した者については，修習生時代と裁判所秘書時代の評価に基づいて，採否が決定され，最高裁判所長官の推薦に基づいて，大統領によって任命される。



(最高裁玄関ホールにてエルメーニ副長官と)

任命後最初の任期は3年である。これは予備任期と呼ばれ、3年後に再任される保障は一切ない。一回目の再任後20年間は、勤務成績に基づいて5年毎に再任の可否が判断されるが、再任を不可とする場合には、不服を申し立てることができる。この20年間を過ぎると、定年まで身分が保障され、非行等がない限りは本人の意思に反して身分を奪われることはない。

裁判官の異動は、本人が公募に応じるという形で行われる。上級審の裁判官に任命されるための要件に下級審の裁判官としての経験は含まれないが、実際には、上級審の裁判官は、下級審の裁判官の中から選ばれている。裁判官の人気は高く、任地の希望が大都市に固まることはなく、転居を厭わずに応募する者が多い。

(当方より、体制転換により失職した裁判官がいたかを尋ねたのに対し)旧体制の下でも裁判官が政治的な影響を受けることはなかった。私(エルメーニ副長官)は、1978年に裁判官になったが、当時から裁判官は独立していた。このような事情があったため、体制転換によって裁判官が職を追われることはなかった。しかし、変化が大きかったこともあり、体制転換期に中堅裁判官の多くが起業家や弁護士に転身し、1992年から1993年のころに、その抜けた穴をどう補充するかが問題になった。

(当方より、ハンガリーの最高裁判所は、下級審に対して事件処理に関する原則的指示をすることができ、また、最高裁判所長官は下級審の判決の法的判断について異議を述べることができる(最高裁判所判例調査会「世界の裁判所」72頁参照)と聞いたことがあるがその実情如何と尋ねたのに対し)最高裁判所は、上告事件について判断をし、最高裁判所による破棄差戻しの判決は、その破棄の理由について差戻審を拘束するが、これを除いては、最高裁判所が個別具体的な事件について下級審に指示をすることはない。また、下級審と最高裁判所との協議会において下級審から提出された専門的な事項についての質問に対して最高裁判所が法的見解を示すという制度がある。最高裁判所が示した法的見解は公表され、下級審がこれに反する法解釈を採用した場合には、法令違反として上告理由になる。これと類似の制度として、ある事項について下級審の法解釈が分かれたときに、最高裁判所がその点についての法的見解を示すことができるという制度がある。ここで示された最高裁判所の見解も公表され、下級審がこれに反する法解釈を採用した場合には上告理由になる。最高裁判所が示した法的見解は将来効を持ち、最高裁判所が法的見

解を示す契機になった事件そのものには影響を与えない。

（当方より、ハンガリー最高裁判所の今後の課題は何かと尋ねたのに対し）最高裁判所の負担が加重になっており、その解消が必要である。最高裁判所判事を補助する人員を充実させたり、上告に制限を設けたりする必要がある。

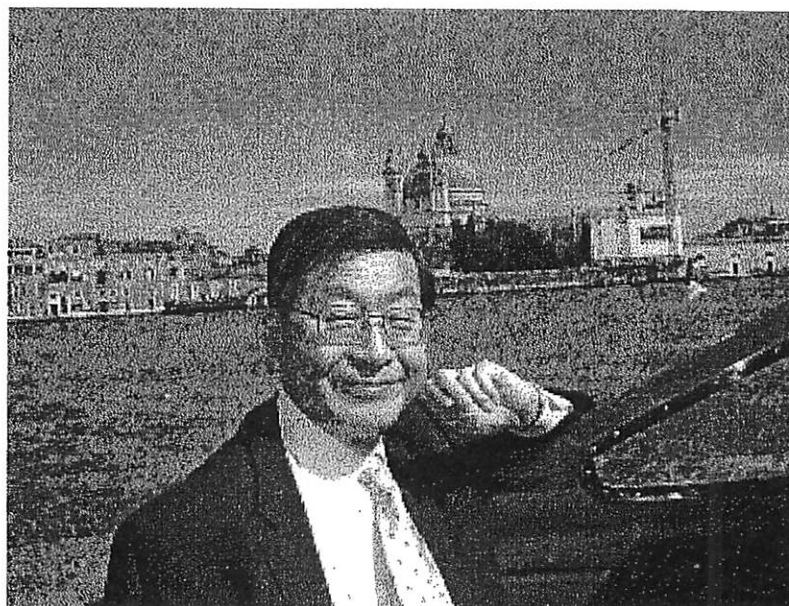
6 現地情勢説明（6月11日）

伊藤哲雄（いとう・てつお）駐ハンガリー大使公邸において、同大使から現地情勢について御説明いただいた（河村浩幸（かわむら・ひろゆき）在ハンガリー大使館一等書記官，覚田書記官同席）。その内容は、先の総選挙で政権交代が行われたこと、ショーヨム現大統領の任期が近いうちに満了すること、大統領は議会によって選出され、法律上は再任も可能であるが、ショーヨム大統領は、現行憲法の起草者の一人であり、初代憲法裁判所長官であって、原理原則を重んじる人物として国民の尊敬を集めてもいる

7 帰国（6月12日）

ブダペスト発。陣内派遣員に空港でお見送りいただいた。13日帰国。

以上



（ヴェネチア控訴院に向かう船にて）